（捜索救助用位置指示送信装置）

第四十五条の三の三の二　捜索救助用位置指示送信装置は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

［一　略］

二　送信装置の条件

区別	条件
変調方式	GMSKであること。
［略］	［略］

［三～五　略］

（航海情報記録装置等を備える衛星位置指示無線標識）

第四十五条の三の五　G一B電波又はG一D電波四〇六MHzから四〇六・一MHzまで、A三X電波一二一・五MHz並びにF一D電波一六一・九七五MHz及び一六二・〇二五MHzを使用する衛星位置指示無線標識であつて、船舶設備規程（昭和九年逓信省令第六号）第百四十六条の三十に規定する航海情報記録装置又は船舶設備規程等の一部を改正する省令（平成十四年国土交通省令第七十五号）附則第二条第九項に規定する簡易型航海情報記録装置を備えるものは、第四十五条の二第一項各号の条件によるほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

［一・二　略］

三　人工衛星向けの信号、航空機がホーミングするための信号及び当該無線設備の位置に関する信号を七日間に四十八時間以上送信することができること。

［四　略］

別表第一号（第５条関係）

［表略］

［注１～27　略］

28　衛星非常用位置指示無線標識、携帯用位置指示無線標識及び第45条の３の５に規定する無線設備の送信設備に使用する次の電波の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1)　G１B電波又はG１D電波406MHzから406.1MHzまでのもの　５kHz

(2)　略

(3)　F１D電波161.975MHz及び162.025MHzのもの　500Hz

［29～57　略］

（捜索救助用位置指示送信装置）

第四十五条の三の三の二　［同上］

［一　同上］

二　送信装置の条件

区別	条件
変調方式	GMSK（最小偏移変調であつて、ガウス型低減フィルタにより帯域を制限したデジタル信号を用いるものをいう。以下同じ。）であること。
［同上］	［同上］

［三～五　同上］

（航海情報記録装置等を備える衛星位置指示無線標識）

第四十五条の三の五　G一B電波四〇六MHzから四〇六・一MHzまで及びA三X電波一二一・五MHzを使用する衛星位置指示無線標識であつて、船舶設備規程（昭和九年逓信省令第六号）第百四十六条の三十に規定する航海情報記録装置又は船舶設備規程等の一部を改正する省令（平成十四年国土交通省令第七十五号）附則第二条第九項に規定する簡易型航海情報記録装置を備えるものは、第四十五条の二第一項各号の条件によるほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

［一・二　同上］

三　人工衛星向けの信号と航空機がホーミングするための信号を七日間に四十八時間以上送信することができること。

［四　同上］

別表第一号（第５条関係）

［表同左］

［注１～27　同左］

28　衛星非常用位置指示無線標識、携帯用位置指示無線標識及び第45条の３の５に規定する無線設備の送信設備に使用する次の電波の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1)　G１B電波406MHzから406.1MHzまでのもの　５kHz

(2)　同左

［新設］

［29～57　同左］